

国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(通勤手当)</p> <p>第9条 第4条第3項による在宅勤務が許可又は命令された期間について、<u>1箇月当たりの通勤所要回数が2以上の月(月の初日から末日までをいう。)にわたって継続して減少することが見込まれる場合には、当該2以上の月における通勤手当の額は、当該2以上の月に係る平均1箇月当たりの通勤所要回数に応じた額とする。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(通勤手当)</p> <p>第9条 第4条第3項による在宅勤務が許可又は命令された期間における通勤手当の取扱いについては、<u>別に定める。</u></p> <p>附 則 (令和7年達示第9号)</p> <p>この規程は、令和7年4月1日から施行する。</p>